簡易課税用

平成25年分

消費税及び地方消費税の 確定申告の手引き

個人事業者用

はじめに

基礎知識

確定由生の進備

確定由告の流れ

由生皇を作成する

消費税の

地方消費税の

税額計算

甲告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

- この手引きは、消費税の課税事業者である個人事業者の方を対象に、所得税の青色申告決算書 又は収支内訳書を基にして、消費税及び地方消費税の確定申告書(簡易課税用)を作成する要領 を説明しています。
- この手引きでは、一般的な事項について説明しています。 申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署におたずねください。
- 平成25年分の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限は、平成26年3月31日(月)です。
- 平成25年分の消費税及び地方消費税の確定申告分の納期限は、平成26年3月31日(月)です。 振替納税をご利用の方は、平成26年4月24日(木)が振替日です。



画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び 復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成 できます。

また、作成したデータは、「e-Tax (電子申告)」を利用して提出できます。

※ e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

手引きの構成

○基礎知識	3ページ	消費税及び地方消費税の確定申告に関する基礎知識を説明します。						
○確定申告の準備	5ページ	消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に必要な書類を説明します。						
○確定申告の流れ	6ページ	消費税及び地方消費税の確定申告について、基本的な計算方法から、納付までの 流れを説明します。						
○ 消費税の税額計算	9ページ	3.例を名者に、迷弗秘苑など地大迷弗秘苑の計算大法を説明します						
○ 地方消費税の税額計算	17ページ	段例を参考に、消費税額及び地方消費税額の計算方法を説明します。						
○ その他の項目	19ページ	税額計算以外の申告書の記入方法を説明します。						
○ 申告と納付	22ページ	申告書の提出方法と納付方法等を説明します。						
○ 所得税の決算額調整	23ページ	消費税及び地方消費税の納付税額、又は還付税額を算出した後の所得税の決算額 調整方法を説明します。						
○ 下書き用申告書等	24 ページ	提出書類等の見本を掲載しています。下書き用としてご利用ください。						
○ 事業区分の判定 フローチャート	27 ページ	事業区分の判定の目安となるフローチャートを掲載しています。						
○振替納税の新規(変更) 申込み	28 ページ	振替納税の新規(変更)の申込みのための振替依頼書を掲載しています。						

申告書記入についての注意事項

OCR 入力用の確定申告書は、機械で読み取ります。 記入する際は、次の事項に注意してください。

申告書を汚したり、穴を開けたりしないでください。

- 黒いインクのボールペンを使用してください。
- ・ 記入する際は、指定のマス目の中に、大きく、ていねいに記入してください。

ご相談は、最寄りの税務署にお電話ください。

◎ 国税庁では、納税者の方からの税に関する一般的な相談を、各国税局及び国税事務所が設置する「電話相談センター」で集中的 に受け付けています。

税務署におかけになった電話は、すべて自動音声により案内していますので、用件に応じて番号を選択してください。 具体的には、国税に関する一般的な相談の場合は、「1」番を選択することにより、電話相談センターに転送され、担当者が お答えします。

- (注)・ガイダンスの途中でも選択できます。また、「番号が確認できません。」という案内があった場合は「トーン切替ボタン」 (*など)を押してから選択してください。
 - ・おかけになった税務署までの電話料金でご利用いただけます。
- ◎ 国税庁ホームページでは、消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、消費税の改正や東日本大震災に係る特例措置などの各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください(国税庁ホームページアドレスは、www.nta.go.jp)。

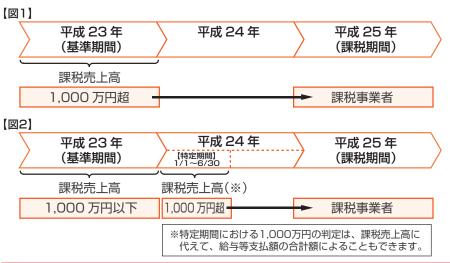
2

基礎知識

確定申告が必要な方

次のいずれかに該当する個人事業者の方は、平成25年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要です。なお、消費税と地方消費税の確定申告は、1枚の申告書でまとめて行います。

- ① 基準期間(平成23年分)の課税売上高が1,000万円を超える方(下の図1を参照)
- ② 基準期間 (平成 23 年分) の課税売上高が 1,000 万円以下で、「消費税課税事業 者選択届出書」を提出している方
- ③ ①、②に該当しない場合で、特定期間(平成24年1月1日から平成24年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える事業者(下の図2を参照)なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。



○ 上記①~③のいずれかに該当する場合は、平成 25 年分の課税売上高が 1,000 万円以下であっても、平成 25 年分の確定申告が必要となります。

○ 簡易課税制度は、基準期間(平成 23 年分)の課税売上高が 5,000 万円以下で、平成 24 年 12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している個人事業者の方に適用されます。

消費税・地方消費税の納付税額

■簡易課税制度を適用した場合の、消費税の納付税額の計算方法

課税期間中の <u>課税売上げ</u>に係る ー (課税売上げに係る × みなし) = 消費税の 消費税額 消費税額 (社入率) = 納付税額

■一般的な消費税の納付税額の計算方法

課税期間中の 課税期間中の 課税売上げに係る ー 課税仕入れに係る = 消費税の納付税額 消費税額 消費税額

■地方消費税の納付税額の計算方法

消費税の納付税額 × 25% = 地方消費税の納付税額

消費税及び地方消費税と所得税の違い

■消費税及び地方消費税の税額計算

所得の種類にかかわらず、事業者が行う業務の全体を基に、課税売上げや課税仕入れの金額を計算し、消費税の納付税額を計算します。さらに、消費税の納付税額を基に地方消費税を計算します。

■所得税の税額計算

事業所得、不動産所得、山林所得などの所得をそれぞれの所得の種類ごとに所得金額を計算した後に、所得税の納付税額を計算します。

用語解説

基準期間

課税事業者か免税事業者か、及び簡易課税制度を適用できるかどうかの判断をする、基準となる期間です。

個人事業者の方の基準期間は、課税期間の前々年 をいいます。

課税期間

消費税及び地方消費税の 納付税額を計算する基礎 となる期間です。

原則として、個人事業者 の方の課税期間は、暦年 (1月1日から12月31 日)をいいます。

課税売上高

消費税が課税される取引 の売上金額(消費税及び 地方消費税を除いた税抜 き金額)と、輸出取引な どの免税売上金額の合計 額です。

返品、値引きや割戻し等 に係る金額がある場合に は、これらの合計額(消 費税及び地方消費税を除 いた税抜き金額)を控除 した残額をいいます。

ただし、免税事業者の売上げには、消費税相当額が含まれていませんので、平成23年が免税事業者の場合、その売上げ(非課税売上げ等を除く)が、そのまま平成23年分の課税売上高となります(税抜処理は行いません)。

課税売上げ

「課税売上げとは?」(4ページ) の項を参照してください。

消費税の納付税額の計算

簡易課税制度では、課税売 上げに係る消費税額にみな し仕入率を掛けて、課税売 上げに係る消費税額から控 除する消費税額を計算しま す。

したがって、実際の課税仕 入れに係る消費税額を計算 する必要はありません。

はじめに

基礎知識

確定由生の準備

確定申告の流れ

由生津を作成する

地方消費税の 税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

ト青さ用中古青寺

課税売上げとは?

次の4つの要件をすべて満たす取引の売上げを、課税売上げといいます。

- 1. 国内において行う取引(国内取引)であること
- 2. 事業者が事業として行う取引であること
- 3. 対価を得て行う取引であること
- 4. 資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供であること

消費税及び地方消費税は、課税売上げに対して課税されます。

例えば、商品・製品の販売代金や請負工事代金、サービス料等のほか、機械の賃貸収入や機械・ 建物等の業務用資産の売却代金なども課税売上げに含まれます。

注意 次の取引は課税売上げに該当しません。

税の性格からみて課税対象になじまないもの(受取利息、土地(借地権等を含む)の売却 代金・賃貸収入、物品切手等(商品券、ビール券等)の販売代金など)や、社会政策的な 配慮から課税することが適当でない取引(医師の社会保険診療収入など)は課税売上げか ら除かれます。これらを非課税取引といいます。

また、保険金や消費税の還付金などは、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供の対価 として受け取るものではないため、消費税の課税対象ではありません。これを不課税取引 といいます。

次に、事業所得、不動産所得、譲渡所得のそれぞれについて、消費税の課税売上げとなるものの例を説明します。

■事業所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

事業所得に係る収入は、ほとんどが課税売上げとなります。

ただし、医師の社会保険診療収入や、産婦人科医や助産師等の助産に係る収入、物品切手等(商品券、ビール券等)の販売代金などは、非課税とされていますので、課税売上げとはなりません。

なお、個人事業者が棚卸資産を家事のために消費した場合は、通常の販売価額が課税売上げとなります。ただし、仕入価額以上の金額で、通常の販売価額の 50%(所得税では 70%)以上の金額を課税売上げとしてもよいことになっています。

■不動産所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

不動産所得に係る収入(不動産の賃貸料や権利金、礼金、更新料等)は、借地権等を含む土地の貸付けに係るもの(地代)及び住宅の貸付けに係るもの(住宅家賃)を除いて、 課税売上げとなります。

地代は、原則として課税売上げとはなりませんが、貸付期間が 1 か月に満たない場合や、 駐車場などの貸付けの場合は、課税売上げとなります。

また、住宅家賃も原則として課税売上げとはなりませんが、貸付期間が 1 か月に満たない場合等は、課税売上げとなります。

なお、貸付用の建物を譲渡した場合は、譲渡損失が生じたとしても、その譲渡収入は、次の『譲渡所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの』となります。

■譲渡所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

譲渡所得に係る収入のうち、業務に使用していた建物や機械、車両などの譲渡収入は、 課税売上げとなります。業務用固定資産を、負担付贈与により譲渡した場合や、法人に 対して現物出資した場合も同様です。

例えば、商品の配達に使用していた車両を売却した場合 (新たに車両を購入するために 下取りしてもらった場合も含む)の収入 (下取りの場合は下取価格)は、課税売上げと なります。この場合、課税売上げとなる金額は、売却代金から取得費と譲渡費用を差し 引いた残額ではなく、売却代金の全額となります。

ただし、土地(借地権等を含む)の売却代金は非課税とされていますので、課税売上げ とはなりません。

非課税取引とは

非課税取引とは、次のような取引をいいます。

課税対象としてなじまないもの

- ○土地の譲渡及び貸付け
- 有価証券及び支払手段の譲渡等
- 預貯金の利子及び保険料を対 価とする役務の提供等
- 郵便切手類、印紙、証紙の譲渡及び物品切手等の譲渡
- 国等が行う一定の事務に係る 役務の提供及び外国為替業務 に係る役務の提供

社会政策的な配慮に基づくもの

- 社会保険医療の給付等
- 介護保険サービスの提供及び 社会福祉事業等として行われ る資産の譲渡等
- ○助産
- 火葬料や埋葬料を対価とする 役務の提供
- 身体障害者用物品の譲渡や貸付けなど
- 学校の授業料等
- 教科用図書の譲渡
- ○住宅の貸付け

免税される輸出取引等

次のような輸出取引等は消費税が免除されます。

- ① 国内からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- ② 非居住者に対する鉱業権、著作権、営業権等の無体財産権 の譲渡又は貸付け
- ③ 非居住者に対する役務の提供 (国内に所在する資産に係る運 送等、国内における飲食等を 除く)

27ページに課税取引になるかどうかのおおよその基準を示した、消費税課税取引の判定表を掲載していますので、ご利用ください。

確定申告の準備

提出する書類

簡易課税制度を選択している場合、消費税及び地方消費税の確定申告には、以下の 書類を必ず提出してください。

- 消費税及び地方消費税の確定申告書(簡易課税用)
- 控除対象仕入税額の計算表「付表 5〕
- ※旧税率(3%)が適用された取引がある場合は、付表5に替えて付表4と付表5-(2)を提出する必要があります。

税額計算に便利な書類

『2. 基礎知識』でご説明したように、消費税と所得税には色々な違いがあります。 そこで、所得税の青色申告決算書や収支内訳書等の決算額を基に、消費税の課税取 引金額を計算する必要があります。

以下の書類は、申告書に添付する必要はありませんが、消費税の課税取引金額を計算する上で便利ですので、ご利用ください。

- 課税売上高計算表〔表イ〕
- 課税取引金額計算表(事業所得用、不動産所得用、農業所得用)
- ※ この手引きでは〔表イ〕を使用して、税額の計算方法を説明しています。

Q. 提出する書類はどこで 入手できますか?

- **A.** 2 通りの入手方法があります。
- ●インターネットで

国税庁のホームページ (www.nta.go.jp) からダ ウンロードできます。

●税務署で

税務署の窓口に用意して います。所轄の税務署で おたずねください。

税額計算に使用する付表も、 同様に入手できます。

この手引きの24~26ページに、確定申告書、付表5及び計算表(表イ)の見本を掲載しています。見本は、下書き用としてもご利用いただけます。

はじめに

基礎知識

確定申告の準備

確定由告の流れ

申告書を作成する

消費税の 税額計算

地方消費税の 税額計算

その他の項目

自古と納付

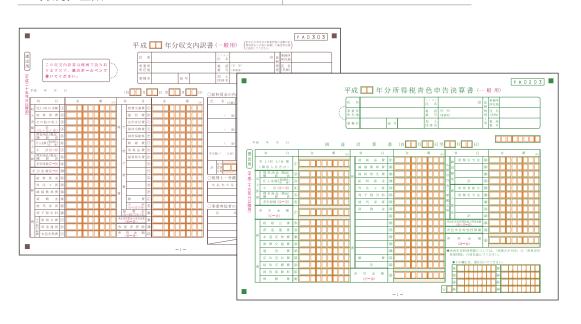
听得税の決算額調整

ト書き用甲告書等

参考にするもの

申告書作成の際には、以下の書類を参照することがあります。 あらかじめ準備しておくと便利です。

○ 売上金額・仕入金額など科目ごとの決算額の わかるもの	青色申告決算書、収支内訳書など
○ 取引の明細のわかるもの	帳簿など
○ 固定資産の譲渡や取得があった場合、譲渡 (取得)金額のわかるもの	固定資産台帳など



確定申告の流れ

消費税額を計算する

消費税の税額を計算し、申告書①欄から ⑩欄までと、付表5 を記入します。

→詳細は9~16ページ

申告書①課税標準額(税額計算の基本となる金額)を計算する

step.1 課税売上高の合計を計算します。

売上金額 - 課税売上げに = 課税売上高 ならないもの = (税込み)

step.2 申告書①課税標準額を計算します。

課税売上高 × 100 = ①課税標準額 (税込み)

申告書② 消費税額を計算する

申告書①課税標準額に税率を掛けて、②消費税額を計算します。

①課税標準額 × 4% = ②消費税額

申告書③ 貸倒回収に係る消費税額や、 申告書⑤ 返還等対価に係る税額を 計算する

※ 該当する場合に計算します。

申告書④ 控除対象仕入税額を計算する

step.1 控除対象仕入税額の基礎となる消費税額 を計算します。

②消費税額 + ③貸倒回収に - ⑤返還等対価に = 基礎となる 係る税額 第費税額

■ 営む事業が 1 種類の場合

step.2 申告書④控除対象仕入税額を計算します。

■ 営む事業が2種類以上の場合

step.3 事業区分ごとに、それぞれの課税売上高 (税抜き)を計算します。

事業区分ごとの 課税売上高(税込み) × 100 = 事業区分ごとの 課税売上高(税扱き)

step.4 事業区分ごとに、それぞれの消費税額を 計算します。

事業区分ごとの 課税売上高(税込み) × 4 = 事業区分ごとの 消費税額 課税標準額の計算には、課税 売上高計算表〔表イ〕を使用 します。

Q. 売上金額には何が含まれますか?

A. 営業・農業などの事業収入、不動産収入、業務用固定資産の売却収入などを含みます。

過去に免税事業者であった場合

以下の貸倒回収や返還等対価 及び貸倒れに係る税額につい ては、申告書③、⑤、⑥欄の 計算の必要はありません。

- ・免税事業者であったときに 行った課税売上げに係る売 掛金等の貸倒れの回収
- ・免税事業者であったときに 行った課税売上げに係る返 品、値引き等
- ・免税事業者であったときに 行った課税売上げに係る売 掛金等の貸倒れ

申告書④欄の計算には、申告書⑤欄の計算結果を使用します。順番が前後しますが、申告書⑤欄を先に計算します。

控除対象仕入税額の計算に は、控除対象仕入税額の計算 表〔付表 5〕を使用します。

Q. 事業区分と、区分ごとの みなし仕入率を教えてく ださい。

A. 以下のとおりです。

事業 事業の みなし 区分 仕入率 内容 卸売業 第1種 90% 小売業 第2種 80% 製造業等 第3種 70% その他の 第4種 60% 事業 サービス 第5種 50% 業等

詳しくは、12ページを ご覧ください。

step.5 事業区分ごとに、その事業が占める売上割合を計算します。

step.6 申告書④控除対象仕入税額を計算する方法を選択します。

<原 則>

第1種事業の 第2種事業の 第3種事業の 第4種事業の 第5種事業の 消費税額 十 消費税額 十 消費税額 十 消費税額 十 消費税額 = ④控除対象仕入税額 **×**90% **X**80% ×70% ×60% **×**50%

<特例 1 > 1種類の事業の課税売上高が、全体の75%以上を占める場合

<特例 2 > 2種類の事業の課税売上高の合計が、全体の 75% 以上を占める場合

○事業の種類ごとに区分していない場合 区分していない事業の課税売上高については、その区分していない事業のうち最も低いみなし仕入率で、 控除対象仕入税額を計算します。

⇒ 具体的な計算方法は 13ページをご覧ください。

step.7 申告書4控除対象仕入税額を決定します。

申告書⑥ 貸倒れに係る税額を計算する

※ 貸倒れが生じた場合に計算します。

申告書⑦ 控除する税額の小計を計算する

申告書④控除対象仕入税額、⑤返還等対価に係る税額、⑥貸倒れに係る税 額の合計額を計算します。

申告書⑨ 差引税額を計算する

②消費税額 + ③貸倒回収に - ⑦控除税額 = ⑨差引税額 係る税額 小計

※ 申告書②消費税額+③貸倒回収に係る税額-⑦控除税額小計の計算結果 がマイナス(負の値)となる場合には、申告書⑧控除不足還付税額を記 入します。

貸倒れが生じた場合

貸倒れが生じた場合は、債権 の切捨ての事実を証する書 類、その他貸倒れの事実を明 らかにする書類を保存してお かなければ、消費税額の控除 が受けられません。

Q. 還付申告となるのは、ど

A. 簡易課税制度の場合は、 中間申告に係る税額が、 確定申告での税額を上

のような場合ですか?

回った場合などです。

申告書① 納付する消費税額(納付税額) 又は

申告書⑫ 還付を受ける金額(中間納付還付税額)を計算する

⑪納付税額 ⑨差引税額 一 ⑩中間納付税額 = 又は 12中間納付還付税額

申告書 (5) 平成 25 年分の課税売上高と、 申告書 (基準期間 (平成 23 年分) の課税売上高を記入する

確定申告の流れ

地方消費税額 を計算する

地方消費税の税額を 計算し、申告書⑰欄 から⑱欄までを記入 します。

⇒詳細は 17 ~ 18 ページ

申告書⑱ 地方消費税の課税標準となる消費税額を転記する

申告書⑨ 差引税額の計算結果を転記します。

申告書② 納税する地方消費税額(納税額)を計算する

⑱差引税額 ★ 25% = ⑳納税額

※ 申告書⑧ 控除不足還付税額に記載がある場合には、申告書①欄、⑩欄を記載します。

申告書② 納付譲渡割額を計算する

申告書②納税額から②中間納付譲渡割額を差し引いて計算します。

申告書館 消費税及び地方消費税の合計税額を計算する

その他の項目 を記入する

⇒詳細は 19~20ページ

納税地・名称・氏名や付記事項・参考事項などを記入する

申告と納付

申告書の提出と、納付を行います。

➡詳細は 22 ページ

提出が必要な書類に ついては、5 ページ を参照してください。

申告書を提出する

確定申告書の提出方法は3通りあります。

- 1. 郵便又は信書便により、住所地等の所轄の税務署に送付する。
- 2. 住所地等の所轄の税務署の受付に提出する。
- 3. e-Tax で申告する。

消費税及び地方消費税を納付する

納付方法は3通りあります。

- 1. 振替納税を利用する。
- 2. 現金に納付書を添えて納付する。
- 3. e-Tax で納付する。

振替納税とは

振替納税は、あらかじめ指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納税額が引き落とされる大変便利な制度です。なお、振替納税のお申し込みは28ページ「振替納税の新規(変更)申込み」をご利用ください。

(参考) 平成 26 年分の中間申告・納付について・

平成25年分の確定消費税額(申告書⑨欄の差引税額)が48万円を超えた方は、次の区分に応じて平成26年分の中間申告・納付が必要となります。

- ・「48万円を超え400万円以下の方(年1回の中間申告・納付)」
- 平成 25 年分の確定消費税額の6/12 の消費税額とその 25%の地方消費税額を平成 26 年9月1日(月)までに申告・納付してください。
- ・「400万円を超え4,800万円以下の方(年3回の中間申告・納付)」及び「4,800万円超の方(年11回の中間申告・納付)」 申告・納付期限等につきましては、最寄りの税務署におたずねください。
- ※ 消費税の中間申告書を提出する必要のある事業者は、消費税の中間納付税額の 25%相当の金額を地方消費税の中間納付税額として、消費税の中間申告と併せて申告・納付しなければなりません。

消費税及び地方消費税は、最終的には消費者が負担する、預り金的な性格を有する税です。 申告と納付は、期限内に正しく行ってください。

消費税の税額計算

設例を参考に、消費税額を計算 します。

(設例 甲野商店の場合)

消費税及び地方消費税の確定申告書の作成方法を、設例に基づいて説明します。

甲野商店は、物品販売業を営む小売業者です。

- 平成 25 年分の所得は、小売業による事業所得と、業務用固定資産の売却(譲渡所得)以外はありません。
- 基準期間である平成 23 年分の課税売上高は、14,951,456 円です。
- 消費税及び地方消費税に関する記帳は、税込経理方式(23ページ参照)で行っています。
- 平成 25 年分の所得税の決算額と特記事項は以下のとおりです。
 - ・損益計算書の売上(収入)金額は、18,276,000 円です。 この売上金額には、課税取引にならないビール券の売上高350,000 円が含まれています。
 - ・配達用の車両を、280,000円で売却しました。
 - ・売上げに係る返品、値引きなどの金額がありますが、それらの金額は売上金額から直接減額する方法で経理 処理しています。
- 平成 24 年中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しています。

+1041

基礎知識

確定由生の進備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の

税額計算

地万消費税の 税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

申告書① 課税標準額を計算する

課税期間(平成25年1月1日~12月31日)における、課税取引に係る売上げの合計金額(消費税及び地方消費税を含まない)を計算します。計算には、課税売上高計算表〔表イ〕(24ページ)を使用します。

step.1 課税売上高の合計を計算します。

step. 1-1

平成25年分の青色申告決算書等から、事業所得(営業等)に係る 売上(収入)金額及び、それに含まれる課税売上げにならないもの の金額を記入し、差額を計算します。

➡表イ ①~③欄を使用します。

step.1-2

step.1-1 と同様に、事業所得(農業)に係る収入金額及び、それに含まれる課税売上げにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

⇒表イ 4~⑥欄を使用します。

step.1-3

step.1-1 と同様に、不動産所得についての収入金額及び、それに含まれる課税売上げにならないものの金額を記入し、差額を計算します。 ⇒表イ ⑦~⑨欄を使用します。

step.1-4

その他の所得に係る収入金額がある場合は、収入金額及び、それに含まれる課税売上げにならないものの金額を記入し、差額を計算します。 →表イ ⑩~⑫欄を使用します。

step.1-5

業務用固定資産等の譲渡所得に係る収入金額がある場合は、収入金額及び、それに含まれる課税売上げにならないものの金額を記入し、 差額を計算します。

→表イ ⁽³⁾~(5)欄を使用します。

step.1-6

step.1-1 から 1-5 で計算した、差引課税売上高の合計額を計算します。 **→**表イ ® 欄を使用します。

設例 甲野商店の場合: step.1-1

ビール券の売上げは非課税取引ですので、課税売上げになりません。

差引課税売上高は、

と求められます。

設例 甲野商店の場合: step.1-5

配達用車両の売却は、業務用固定資産等の 譲渡に該当します。

差引課税売上高は、

^{譲適所得} <u>280,000</u> 円 − <u>0</u> 円 = <u>280,000</u> 円 と求められます。

設例 甲野商店の場合: step.1-6

課税売上高の合計額は、

事業所得 <u>17,926,000</u> 円 + ^{譲渡所得} <u>280,000</u> 円 ー <u>18,206,000</u> 円

と求められます。

step.2 申告書①課税標準額を計算します。

step.2-1

課税売上高の合計(表イ⑯欄)に100/105を掛けます。

課税売上高 × 100 = 課税標準額 (税込み)

→表イ ⑰欄を使用します。

step.2-2

step.2-1 の計算結果 (表イ ⑰欄) の 1,000 円未満の端数を切り捨てた金額が、課税標準額です。この金額を申告書①欄に転記します。

設例 甲野商店の場合: step.2-1

表イ⑦欄は、

_{東税} <u>18,206,000</u> 円 × <u>100</u> = <u>17,339,047</u> 円 と求められます。

設例 甲野商店の場合: step.2-2

<u>17,339,047</u> 円の 1,000 円未満の端数を切り捨て、 課税標準額は 17,339,000 円となります。

※ 税抜経理方式によっている場合は、課税売上高の合計額に、課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算し、100/105 を掛けて、課税標準額を計算します。



申告書② 消費税額を計算する

申告書①課税標準額(1,000円未満切捨て)に、消費税(国税) の税率 4% を掛けて、消費税額を計算します。この計算結果を申 告書②欄に記入します。

①課税標準額 × 4% = ②消費税額

設例 甲野商店の場合

消費税額は、

課税 17,339,000 円 × 4% = 693,560 円 と求められます。

申告書を作成する

消費税の 税額計算

申告書③ 貸倒回収に係る消費税額を計算する

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、課税標準額に対する消費税額から、貸倒れとなった 売掛金等(以下、「貸倒債権」といいます)に含まれる消費税額を控除します。平成25年分の課税期間中に、過去に 控除した貸倒債権の一部、又は全部を回収した場合は、回収した貸倒債権に含まれる消費税額を計算します。この計算 結果を申告書③欄に記入します。

回収した貸倒債権の合計額 × 4 3 ()

※ 免税事業者であったときに行った課税売上げに係る売掛金等の貸倒れの回収については、計算の必要はありません。

返還等対価に係る税額を計算する 申告書(5)

課税売上げに対して、返品を受け、又は値引き、割戻しをした場合は、そ の返品、値引き等に係る消費税額を計算します。この計算結果を申告書⑤ 欄に記入します。

課税売上げに係る 返品・値引き・割戻しの金額 × 4 = ⑤返還等対価に係る税額 設例のように、課税売上げに係る返品、 値引き等の金額を、売上金額から直接 減額する経理処理を行っている場合に は、この計算は必要ありません。

※ 免税事業者であったときに行った課税売上げに係る返品、値引き等については、計算の必要はありません。

控除対象仕入税額を計算する 申告書(4)

控除対象仕入税額の計算には、控除対象仕入税額の計算表〔付表5〕(25ページ)を使用します。

step.1 控除対象仕入税額の基礎となる消費税額を計算します。

申告書②、③、⑤欄の計算結果を転記します。

→付表 5 ①~③欄にそれぞれ記入します。

付表5④欄で、次のとおり控除対象仕入税額の基礎となる消費税額を 計算します。

②貸倒回収に ③返還等対価に _ ④基礎となる 係る消費税額 係る税額 消費税額

設例 甲野商店の場合: step.1-2

控除対象仕入税額の基礎となる消費税額 は、

^{消費} 693,560 円 + 0 円 - 0 円 = 693,560 円 と求められます。

→付表5 ①~④欄を使用します。

簡易課税制度は、第 1 種事業から第 5 種事業の各事業の課税売上げに係る消費税額に、みなし仕入率を掛けて、控 注 除する税額を計算する方法です。事業区分は、原則として取引ごとに判定します。

また、返品や値引き、割戻しをした金額がある場合には、事業区分ごとの課税売上高の計算上、これらの金額を差 し引いた後の金額が、事業区分ごとの課税売上高になります。

Q. 事業区分について教えてください。

A. 以下のように区分します。また、事業区分の判定の目安となるフローチャートを 27 ページに掲載しています。

事業の内容		事業区分	みなし仕入率
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者に販売する事業をいいます。	第1種	90%
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業をいいます。 なお、製造小売業は第3種事業になります。	第2種	80%
製造業等	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業をいいます。 なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第4種事業になります。	第3種	70%
その他の事業	第 1 種事業から第 3 種事業、第 5 種事業のいずれにも該当しない事業をいいます。 例えば、飲食サービス業、金融保険業などが該当します。 また、事業者が業務用固定資産を売却する場合も第 4 種事業になります。	第4種	60%
サービス業等	不動産業、運輸・通信業、サービス業(飲食サービス業に該当する事業を除く)をいいます。	第5種	50%

■ 営む事業が 1 種類の場合

step.2 控除対象仕入税額を計算します。

step.1-2 の基礎となる消費税額に、営む事業のみなし仕入率を掛けて、控除対象仕入税額を計算します。この計算結果を申告書④欄に記入します。

基礎となる × 該当する事業の = ④控除対象仕入税額 みなし仕入率

➡付表 5 ⑤欄を使用します。

■ 営む事業が 2 種類以上の場合

step.3 事業区分でとに、それぞれの課税売上高(税抜き)を 計算します。

step.3-1

事業区分ごとに、それぞれの課税売上高(税込み)に 100/105 を掛けて、税抜きの課税売上高を計算します。

事業区分ごとの \mathbf{x} $\frac{100}{105}$ = 事業区分ごとの 課税売上高 (税込み)

→付表5⑦~①欄を使用します。

step.3-2

step.3-1 の計算結果を合計します。

➡付表5⑥欄を使用します。

step.4 事業区分ごとに、それぞれの消費税額を計算します。

step.4-1

事業区分ごとの消費税額を計算します。

事業区分ごとの $\mathbf{x} \frac{4}{105} = \mathbf{s}$ 事業区分ごとの 消費税額

→付表 5 ¹³~①欄を使用します。

step.4-2

step.4-1 の計算結果を合計します。

→付表 5 ⑫欄を使用します。

step.5 事業区分ごとに、それぞれの売上割合を計算します。

step.3-1 の計算結果を基に、事業区分ごとの売上割合を計算します。

事業区分ごとの 課税売上高(税抜き) ÷ 課税売上高の 課税売上高(税抜き) × 100 = 事業区分ごとの 売上割合

→付表 5 ⑦~⑪欄の売上割合の欄を記入します。

設例 甲野商店の場合: step.2

物品販売業は第2種事業に、配達用車両の売却による 譲渡収入は第4種事業に区分されますので、甲野商店 は2種類の事業を営むことになります。

設例 甲野商店の場合: step.3

事業区分ごとの課税売上高(税抜き)は、次のように 求められます。

第2種事業(物品販売業)

17,926,000 円 × $\frac{100}{105}$ = 17,072,380 円

第4種事業(譲渡収入)

280,000 円 × $\frac{100}{105}$ = 266,666 円

事業区分別の合計額は、

17,072,380 円 + 266,666 円 = 17,339,046 円 と求められます。

<u>設例 甲野商</u>店の場合: step.4

事業区分ごとの消費税額は、次のように求められます。 第2種事業(物品販売業)

17,926,000 円 × $\frac{4}{105}$ = 682,895 円

第4種事業 (譲渡収入)

280,000 円 × $\frac{4}{105}$ = 10,666 円

事業区分ごとの消費税額の合計額は、

<u>682,895</u> 円 + <u>10,666</u> 円 = <u>693,561</u> 円 と求められます。

設例 甲野商店の場合: step.5

事業区分ごとの売上割合は、次のように求められます。 第2種事業(物品販売業)

<u>17,072,380</u> 円 ÷ <u>17,339,046</u> 円 × 100 ≒ <u>98.4</u>%

第4種事業(譲渡収入)

<u>266,666</u> 円 ÷ <u>17,339,046</u> 円 × 100 ≒ <u>1.5</u>%

step.6 控除対象仕入税額を計算する方法を選択します。

2 種類以上の事業を営む場合は、以下に示す A から D のいずれかの方法で、控除対象仕入税額を計算します。 なお、A から C の計算方法のうち、複数の計算方法を用いることができる方は、いずれかの計算方法を選択できます。

次の場合は、 \square から \square の方法で計算できません。この場合、それぞれの事業の課税売上高に係る消費税額を基に、みなし仕入率を算出して控除対象仕入税額を計算することになります。計算方法など、詳細は所轄の税務署にご相談ください。

- ○『申告書③ 貸倒回収に係る消費税額』がある場合
- ○『申告書⑤ 返還等対価に係る税額』があり、各事業ごとの返還等対価が、その事業の消費税額を上回る場合

A 原 則

第1種事業の 第2種事業の 第3種事業の 第4種事業の 第5種事業の 4 控除対象 消費税額 消費税額 消費税額 消費税額 消費税額 + 仕入税額 ×90% ×80% ×70% ×60% ×50%

→付表 5 ®欄を使用します。

■ 特例 1 1種類の事業の課税売上高が、全体の75%以上を占める場合

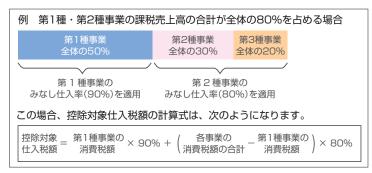
2 種類以上の事業を営む事業者で、ある 1 種類の事業の課税売上高が全体の 75% 以上を占める場合、その事業のみなし仕入率を用いて控除対象仕入税額を計算します。

基礎となる × 75%以上を占める = 控除対象 消費税額 × 事業のみなし仕入率 = 仕入税額 例 第1種事業の課税売上高が全体の80%を占める場合 第1種事業 全体の80% 全体の20% 第1種事業のみなし仕入率(90%)を適用

→付表 5 ¹⁹欄を使用します。

○ 特例2 2種類の事業の課税売上高の合計が、全体の 75% 以上を占める場合

3種類以上の事業を営む事業者で、そのうちの2種類の事業の課税売上高の合計が全体の75%以上を占める場合、その2種類の事業のうち、みなし仕入率の高い方の事業の課税売上高には、その事業のみなし仕入率を用います。それ以外の事業には、全体の75%以上を占める2種類の事業のうち、みなし仕入率の低い方の事業のみなし仕入率を用いて、控除対象仕入税額を計算します。



→付表 5 ②~②欄のうち、該当する欄を使用します。

□ 事業の種類ごとに売上げを区分していない場合

2 種類以上の事業を営む事業者で、事業ごとに売上げを区分していない場合、区分していない課税売上高については、その区分していない事業のうち、最も低いみなし仕入率を用いて控除対象仕入税額を計算します。

例えば、3種類の事業を営む事業者が、売上げをまったく 区分していない場合は、行っている事業のみなし仕入率の うち、最も低いみなし仕入率を用いて控除対象仕入税額を 計算します(例 1)。

また、区分している事業としていない事業が混在する場合は、区分している事業についてはその事業のみなし仕入率を、区分していない事業については、それらの事業のみなし仕入率のうち最も低いみなし仕入率を用いて、控除対象仕入税額を計算します(例 2)。

例1 第1種・第2種・第3種のいずれも区分していない場合 第1種・第2種・第3種事業 全体の売上割合が不明 第3種事業のみなし仕入率(70%)を適用 例2 第1種事業は区分しているが、第2種・第3種事業は 区分していない場合 第1種事業 全体の50% 第1種事業 全体の50%の売上割合が不明 第1種事業の みなし仕入率(90%)を適用 第3種事業の みなし仕入率(70%)を適用

step.7 控除対象仕入税額を決定します

控除対象仕入税額を決定し、付表 5 ⑩欄に記入します。この税額を申告書④欄に転記します。

はじめに

基礎知識

確定申告の準備

確定由告の流れ

申告書を作成する

TOBETHAN

消費税の 税額計算

> 地方消費税の 税額計算

、その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

ト書き用甲告書等

設例 甲野商店の場合: step.6, 7

甲野商店では、A と B の方法を用いることができます。

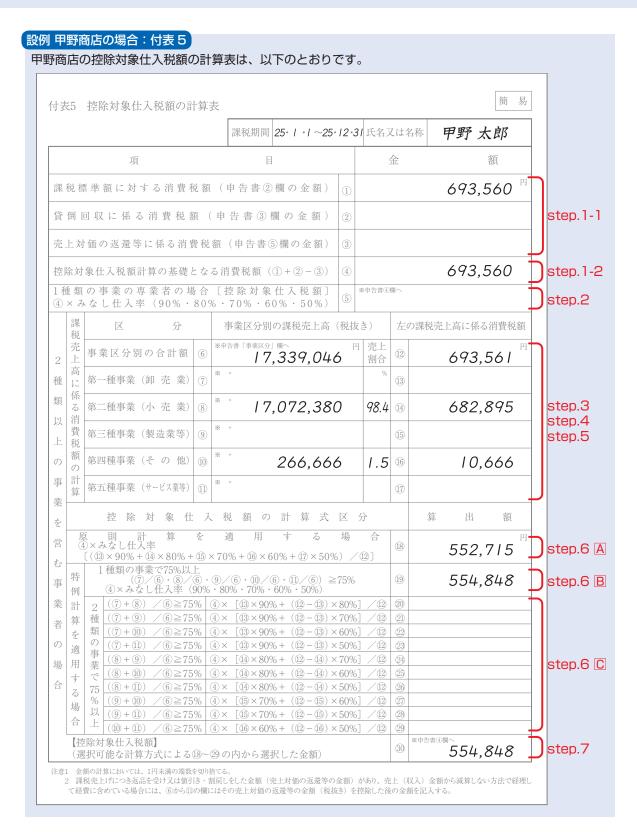
そこで、両方の方法で控除対象仕入税額を計算し、控除額が大きい 🗉 の計算方法を選択しています。

A原 則

第2種事業 682,895 円 × 第2種事業 80% + 第4種事業 10,666 円 × 第4種事業 60% = 552,715 円 消費税額 60% = 552,715 円

B 特例 1

消費税額 693,560 円 × 第2種事業 80% = 554,848 円



付表5の計算は、これで終了です。

申告書⑥ 貸倒れに係る税額を計算する

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、課税標準額に対する消費税額から、貸倒れとなった 売掛金等(貸倒債権)に含まれる消費税額を控除します。

なお、貸倒れに係る消費税額の控除を受ける場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らか にする書類を保存する必要があります。

計算結果を申告書6欄に記入します。

貸倒れに係る金額 $\times \frac{4}{105} = ⑥貸倒れに係る税額$

- 1. 課税売上げに係る債権以外の債権の貸倒れについては、消費税額の控除の対象となりません。
- 2. 平成元年3月31日以前の売上げに係る債権の貸倒れ及び免税事業者であったときに行った課税売上げに係る売 掛金等の貸倒れについては、消費税額の控除の対象となりません。
 - また、平成元年4月1日から平成9年3月31日までの課税売上げに係る債権の貸倒れに係る税額は、「貸倒れ に係る金額×3/103」の計算式で算出します。
- 3. 消費税における貸倒れの範囲は、所得税における取扱いと同じです。

控除税額の小計を計算する 申告書⑦

申告書④控除対象仕入税額、⑤返還等対価に係る税額、⑥貸倒れに係る税 額を合計し、計算結果を申告書⑦欄に記入します。

仕入税額

④控除対象 + ⑤返還等対価に + ⑥貸倒れに = ⑦控除税額小計

設例 甲野商店の場合

控除税額小計は、

554.848円+0円+0円 = 554.848 円 と求められます。

※ 貸倒れ等により、課税什入れに係る消費税額(申告書⑦控除税額小計)が、課税売上げに係る消費税額(申告書②消 費税額と③貸倒回収に係る消費税額の合計)を上回る場合のみ申告書⑧ 控除不足還付税額の欄を記入します。

申告書9 差引税額を計算する

課税売上げに係る消費税額(申告書②消費税額と③貸倒回収に係る消費税 額の合計)が、課税仕入れに係る消費税額(申告書⑦控除税額小計)を上 回る場合、納税する必要があります (納税申告)。

差引税額を計算し、100円未満を切り捨て、申告書9欄に記入します。

②消費税額 + ③貸倒回収に - ⑦控除税額 = ⑨差引税額 係る税額

設例 甲野商店の場合

差引税額は、

693,560 円+0 円-554,848 円 = 138,712円→138,700円 と求められます。

※差引税額が48万円超の場合は、平成26年分の中間申告·納付が必要となります。8ページを参照してください。

中間納付税額(平成25年分の中間申告を行った方) 申告書⑩

中間申告を行った方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、平成 25 年の消費税の中間納付税額の合計額を、申告 書⑩欄に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付税額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3月ごと(年3回)又は1月ごと(年11回)の中間申告を行った場合、中間納付税額は印字されません。最終の 中間申告分まで(3回分又は11回分)の消費税額を合計して申告書⑩欄に記入してください。

申告書を作成する

消費税の

申告書印 納付税額を計算する

申告書⑨差引税額が⑩中間申告による納付税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書⑪欄に記入します。

計算結果がマイナス(負の値)となる場合は、申告書⑪欄は空欄のまま、 申告書⑫欄に進んでください。

⑨差引税額 - ⑩中間納付税額 = ⑪納付税額

設例 甲野商店の場合

納付税額は、

^差(100円未満切捨て) <u>138,700</u>円 - <u>0</u>円 = <u>138,700</u>円 と求められます。

申告書⑫ 中間納付還付税額を計算する

申告書⑩中間申告による納付税額が、⑨差引税額を上回る場合、その差額を計算し、<mark>申告書⑫欄</mark>に記入します。

⑩中間納付税額 一 ⑨差引税額 〓 ⑫中間納付還付税額

申告書(5)(6) この課税期間及び基準期間の課税売上高を記入する

申告書① step.2-1 (表イ ①欄) の金額を申告書6欄に転記します。なお、輸出等の免税売上げがある場合には、免税売上高を加算し、申告書6欄に記載がある場合には、売上げに係る返品、値引き、割り戻しの金額に 100/105 を掛けた金額を差し引いて記載します。 平成 25 年分の基準期間は、平成 23 年分です。 平成 23 年分の課税売上高を、申告書6欄に記入します。

設例 甲野商店の場合:申告書(消費税の税額計算)

ここまでの計算結果等を記入した申告書は、右のとおりです。以下に、これまでの計算結果を復習します。

申告書①欄(9・10ページ) <u>18,206,000</u> 円 × 100 105 = <u>17,339,047</u> 円 → <u>17,339,000</u> 円 (1,000円未満切捨て)

申告書②欄(11ページ)

17,339,000 円 × 4% = 693,560 円

申告書④欄(11~14ページ)

693,560 円 × 80% = 554,848 円

申告書⑦欄(15ページ)

554,848 円 + 0 円 + 0 円 = 554,848 円

申告書9欄(15ページ)

693,560 円 + 0 円 − 554,848 円 = 138,712 円 → 138,700 円 (100円未満切捨て)

申告書①欄(16ページ)

138,700 円-0 円 = 138,700 円

申告書⑤欄(10・16ページ)

表イ⑰欄から転記します。

申告書6欄(16ページ)

平成 23 年分の課税売上高(税抜き)を記入します。 甲野商店の場合は 14,951,456 円です。

		吉	1-0	6 1) /F	貝	化元	0)	17代 1		ル i	l 토	₽			
-B 4/ IT 14 4T		+	兆	千	百	+	億	千	百	+	万	千	百	+	<u>-</u> H	
課税標準額	(1)							1	7	3	3	9	0	0	0	03
消費税額	2									6	9	3	5	6	0	06
貸倒回収に係る消費税額	3															07
控除対象仕入税額	4									5	5	4	8	4	8	08
返還等対価 除に係る税額	5															09
税貸倒れに係る税額	6															10
額控除税額小計(4+5+6)	7									5	5	4	8	4	8	
控除不足還付税額	8															13
差 引 税 額 (②+③-⑦)	9									1	3	8	7	0	0	15
中間納付税額	10													0	0	16
納 付 税 額	11									1	3	8	7	0	0	17
中間納付還付税額	12													0	0	18
この申告書既確定税額が修正申告	13															19
である場合差引納付税額	14)													0	0	20
この課税期間の課税売上高	15)							1	7	3	3	9	0	4	7	21
基準期間の課税売上高	16							1	4	9	5	1	4	5	6	

7の中生津に トス沿舞粉の粉類の計質

地方消費税の税額計算

設例を参考に、地方消費税額を 計算します。

申告書(8) 地方消費税の課税標準となる消費税額 差引税額

申告書⑨差引税額を申告書⑱欄に転記します。

※ 申告書⑧欄に記入がある場合は、申告書⑧控除不足還付税額を申告書⑰欄に転記し、申告書⑲欄に還付額を計算します。納税申告の方は、申告書⑲欄は空欄のまま、申告書⑳欄に進んでください。

申告書② 譲渡割額 納税額を計算する

この確定申告が納税申告となる場合は、申告書®差引税額の25%を計算します。計算結果の100円未満を切り捨て、申告書②欄に記入します。還付申告の方は、申告書②欄は空欄のまま、申告書②欄に進んでください。

設例 甲野商店の場合

納税額は、

<u>138,700</u> 円 × 25% = <u>34,675</u> 円 → <u>34,600</u> 円 (100 円未満切捨て)

と求められます。

申告書② 中間納付譲渡割額(平成25年分の中間申告を行った方)

中間申告を行った方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、平成 25 年の地方消費税の中間納付譲渡割額の合計額を申告書②欄に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付譲渡割額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3月ごと(年3回)又は1月ごと(年11回)の中間申告を行った場合、税務署から送付する申告書に中間納付譲渡割額は印字されません。最終の中間申告分(3回分又は11回分)までの地方消費税額を合計して申告書②欄に記入してください。

申告書② 納付譲渡割額を計算する

申告書②納税額が、②中間納付譲渡割額を上回る場合、その差額を計算し、 計算結果を申告書②欄に記入します。

差額がマイナス(負の値)となる場合は、申告書②欄は空欄のまま、申告書②欄に進んでください。

②納税額 - ②中間納付譲渡割額 = ②納付譲渡割額

設例 甲野商店の場合

納付譲渡割額は、

<u>34,600</u>円 - <u>0</u>円 = <u>34,600</u>円 と求められます。

申告書② 中間納付還付譲渡割額を計算する

申告書②中間納付譲渡割額が、②納税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書②欄に記入します。

②中間納付譲渡割額 — ②納税額 = ③中間納付還付譲渡割額

まじめに

基礎知識

確定由生の進備

確定由告の流れ

申告書を作成する

Casteria -

消費税の 税額計算

地方消費税の 税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

申告書窓 消費税及び地方消費税の合計税額を計算する(納付又は還付)

納税する又は還付を受ける、消費税及び地方消費税の合計税額を計算し、計算結果を申告書窓欄に記入します。 なお、計算結果がマイナス(負の値)の場合には、数字の左側のマスにマイナス記号(-)を記入してください。

(①納付税額 + ②納付) - (⑧控除不足 + ②中間納付 + ⑨還付額 + ③中間納付) = 地方消費税の合計税額

設例 甲野商店の場合 `

消費税及び地方消費税の合計税額は、

(納付 138,700 円 + 納付譲 34,600 円) ー (控除不足 0 円 + 中間納付 0 円 + 運付税額 0 円 + 可開納付 0 円 + 中間納付遷 0 円 + 中間納付遷 0 円 + 中間納付遷 0 円) = 173,300 円 と求められます。

設例 甲野商店の場合:申告書(地方消費税の税額計算)

ここまでの計算結果等を記入した申告書は、右のとおりです。 以下に、これまでの計算結果を復習します。

申告書⑱欄(15・17ページ)

申告書9欄から転記します。

申告書②欄(17ページ)

<u>138,700</u> 円 × 25% = <u>34,675</u> 円 → <u>34,600</u> 円

(100円未満切捨て)

申告書②欄(17ページ)

34,600 円 -0 円 =34,600 円

申告書86欄 (18ページ)

(138,700 円 + 34,600 円) -(0 円 + 0 円 + 0 円 + 0 円 + 0 円 + 0 円 + 0 円

こ の目	= 告	書	に	よる	5 消	負	税	の	税:	額(カ言	十貨	<u> </u>			
課税標準額		+	兆	千	百	+	億	千	百	+	万	千	百	+	<u>-</u> A	
課税標準額	(1)							1	7	3	3	9	0	0	0	03
消費税額	2									6	9	3	5	6	0	06
貸倒回収に係る消費税額	3															07
控控外象仕入税額	4									5	5	4	8	4	8	08
返還等対価	(5)															09
税貸倒れに係る税額	6															10
額控除税額小計	7									5	5	4	8	4	8	
控除不足還付税額	8														$\overline{\square}$	13
差 引 税 額	9									1	3	8	7	0	0	15
中間納付税額	10													0	0	16
納 付 税 額	11									1	3	8	7	0	0	17
中間納付還付税額	12													0	0	18
この申告書既確定税額	13	П													Ħ	19
が修正中告 である場合 差引納付税額	14)	$\overline{\Box}$												0	0	20
	15)							1	7	3	3	9	0	4	7	21
基準期間の課税売上高	(16)							Ī	4	9	5	1	4	=	6	
この単	L二]告:	書[;		るt	地方	7 消	書:	锐()				十貨				
地方消費税 控除不足還付税額	17)					7 71 3		170 0		U UX						51
の課税標準 (8)	(18)									1	3	8	7	0	0	52
税 額 (⑨) 譲 還 付 額	19											0				53
渡 (⑪×25%)	20			<u>' </u>							3	4	6		0	54
額 (®×25%)											S	4	6	0		-
中間納付譲渡割額納 付譲渡割額	21)										2	1.		0	0	55
中間納付還付譲渡割額	22										<u>ح</u>	4	6	0	0	56
(2)-(0)	23										Щ	Щ	Щ	0	0	57
が終工中生 譲渡割額	24)										Щ	Щ	Щ		Щ	58
である場合 譲渡割額	25)													0	0	59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	26									1	7	3	3	0	0	60
26=(11+22)-(8+12	+19- >/+-	+23)	·修]	E申台	与の ^は	易合	26=(4+6	5							

惣=(⑴+⑵)−(⑧+⑫+⑫+⑬)・修正甲告の場合⑩=⑷+億 ⑱が還付税額となる場合はマイナス「−」を付してください。

消費税及び地方消費税の税額計算は、これで終了です。続いて、その他の項目を記入します。

7

その他の項目

A 提出日・提出先税務署名・納税地・名称又は屋号・ 氏名・経理担当者氏名

提出日

申告書を提出する年月日を記入します。

提出先税務署名

申告書を提出する税務署名を記入します。

納税地・名称又は屋号

申告する事業者の現住所と電話番号、名称等を それぞれ記入します。

氏 名

В

申告者の氏名とフリガナを記入し、押印します。

経理担当者氏名

経理担当者の氏名を記入します。

出来にな

課税期間・表題

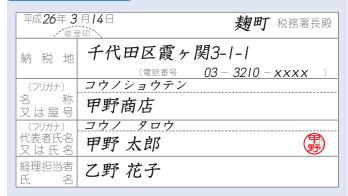
課税期間

個人事業者の方の課税期間は、原則として暦年(1月1日から12月31日)です。なお、 税務署から送付する申告書では、課税期間は あらかじめ印字してあります。

表題

表題のカッコ内に「確定」と記入します。

設例 甲野商店の場合



けじめに

基礎知識

確定由告の進備

確定由告の流れ

申告書を作成する

消費税の税額計算

地方消費税の 税額計算

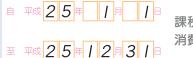
その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

記載例



課税期間分の消費税及び地方 消費税の (**確定**) 申告書

C付記事項

割賦基準・延払基準等・工事進行基準・現金主義会計

特別な売上基準を適用している場合には、該当する売上基準の「有」に○印をつけます。適用していない場合は「無」に○印をつけます。

設例 甲野商店の場合

付	割賦基準の適用	有	0	無 31
12	延払基準等の適用	有	0	無 32
事	工事進行基準の適用	有	0	無 33
項	現金主義会計の適用	有	0	無 34

D 参考事項

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用

以下に示す課税標準額に対する消費税計算の特例を、売上げのすべて、又は一部に適用している場合には、「有」に ○印をつけます。適用していない場合は「無」に○印をつけます。

○ 税込価格を基礎として代金決済を行っている場合

代金を領収するたびに、税込価格と、価格に含まれる 消費税及び地方消費税相当額(1円未満の端数を処理 した金額)を領収書等に明示しており、端数処理後の 消費税及び地方消費税相当額の累計額を基に、課税標 準額に対する消費税額を計算する方法。

○ 税抜価格を基礎として代金決済を行っている場合

総額表示義務の対象とならない取引について代金を領収するたびに、本体価格と、消費税及び地方消費税相当額とを、区分して領収し、その消費税及び地方消費税相当額の累計額を基に、課税標準額に対する消費税額を計算する方法(旧規則第22条第1項)。

事業区分ごとの課税売上高(税抜き)と売上割合

○課税売上高(税抜き)

申告書④の step.3-1 (12ページ) で計算した事業区分ごとの課税 売上高(税抜き)を、1,000円未満の端数を四捨五入し、転記します。 計の欄には、申告書④の step.3-1 (12ページ) で計算した事業区分別の合計額を、1,000円未満の端数を四捨五入し、転記します。

○売上割合

申告書④の step.5 (12ページ) で計算した事業区分ごとの売上割合を転記します。

特例計算の適用

設例 甲野商店の場合 課税標準額に対する消費 税額の計算の特例の適用 O | 無 有 区分課税売上高を除く) 売 \perp 割 合。 事 第1種 考 第2種 17,072 98 4 業 第3種 \boxtimes 事 第4種 267 1 5 第5種 分 計 17,339 項 O |有| O 無 特例計算適用(令57③)

E 1・2の内訳

課税標準額

4% 分欄に、申告書① 課税標準額 (10 ページ) を転記します。 旧税率の適用がある場合は、その分の金額を区分して記載します。

消費税額

4% 分欄に、申告書② 消費税額(11 ページ)を転記します。 旧税率の適用がある場合は、その分の税額を区分して記載します。

設例 甲野商店の場合

1	課税	4 % 分	17,339 千円
	標準	旧 3 % 分	千円
2	額	率分	千円
0	消	4 % 分	693,560 ⊞
内	費	旧 3 % 分	円 円
訳	額	率 分	H

F 還付を受けようとする金融機関等

還付申告となる場合(申告書®欄の計算結果がマイナス(負の値)の場合)は、 還付金の受取りについて、希望する振込先預貯金口座を記入します。

- ※ 預貯金口座の口座名義は、<mark>申告者で本人の氏名のみの口座</mark>をご利用ください。 以下の場合は振込みできないことがあります。
 - ・預貯金口座名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合
 - ・名義が旧姓のままである場合
- ※ インターネット専用銀行については、特定の銀行を除いて還付金の振込みはできませんので、振込みの可否については取引している銀行にお問い合わせください。

i 銀行等の預金口座の場合

金融機関名、本支店名、預金種類、口座番号を記入します。

ii ゆうちょ銀行の貯金口座の場合

貯金総合通帳の記号番号のみを記入します。

- ・他の金融機関との振込用の「店名(店番)」、「口座番号」は記入しないでください。
- ・記号部分と番号部分の間に 1 桁の数字(通帳再発行時に表示される「- 2」などの枝番)がある場合は、その数字の記入は不要です。

記載例 ゆうちょ銀行の貯金口座を指定する場合

還す付るを	※記入不要	銀 行金庫・組合 ※ 農協・漁協	※記入不要	本店·支店 出 張 所 本所·支所
を金受融	※記入不要預金	□座番号	※記入	不要
りより	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	1xxx0) – xxxx	xxxx
うり	郵便局名等	*	※記入不要	

※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り を希望する場合には、受取りを希望する郵便局名 等を記入してください。

G 税理士法に基づく書面を提出する場合

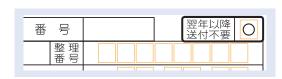
「税理士法第30条に規定する税務代理権限証書」及び「税理士法第33条の2に規定する計算・審査事項等を記載した添付書面」を提出する場合は、該当する箇所に○印をつけます。

設例 甲野商店の場合

○ 税理士法第30条の書面提出有 ○ 税理士法第33条の2の書面提出有

H 税務署からの申告書の送付が不要な場合(消費税確定申告書用紙の右上)

翌年以降、申告書用紙の送付が不要な場合は、「翌年以降送付不要」欄に〇印をつけます。



これで申告書は完成しました。次のページで、完成した甲野商店の申告書を確認しましょう。



次に、申告書の提出と納付方法について説明します。

8

申告と納付

申告・納付の期限

平成 25 年分の消費税及び地方消費税の確定申告と納税の期限は、平成 26 年 3 月 31 日 (月) です。 なお、所得税及び復興特別所得税の申告と納付の期限は平成 26 年 3 月 17 日 (月) ですので、お間違えのないようご注意ください。

申告書の提出

消費税及び地方消費税の確定申告書の提出方法は、3通りあります。 なお、提出が必要な書類については、5ページを参照してください。

- 1. 郵便又は信書便により、所轄の税務署に送付する 確定申告書の提出は、郵便又は信書便による送付でも受け付けています。
 - ※ 郵便又は信書便により申告書を提出する場合、通信日付印を提出 日とみなします。
- 2. 所轄の税務署の受付に提出する
 - ※ 受付時間外は時間外収受箱に投函してください。
 - ※ 税務署にお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。
- 3. e-Tax で申告する (23ページ をご覧ください)

納付方法

消費税及び地方消費税の納付方法は、3通りあります。

1. 振替納税を利用する

振替納税は、指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に 納税額が引き落とされる大変便利な制度です。

振替納税を利用している場合は、確実に振替納付できるよう、 預貯金残額をご確認ください。

平成 25 年分の消費税及び地方消費税の振替日は、平成 26 年 4月 24日(木)です。

なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合 に限り利用できます。

- ※ 転居等により所轄の税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税(変更)の手続が必要です。
- ※ 消費税及び地方消費税の振替納税は、所得税及び復興特別所得税 について振替納税の手続をしている方であっても、別途振替納税 の手続が必要です。

2. 現金で納付する

現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関(日本銀行歳 入代理店)又は所轄の税務署の納税窓口で納付してください。 納付書をお持ちでない場合は、税務署又は所轄の税務署管内 の金融機関に用意してある納付書をご利用ください。

- ※ 金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。
- 3. e-Tax で納付する

自宅等からインターネットを利用して納付できます。詳しくは、 e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

※ 申告書の提出後に、納付書等の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

振替納税をお勧めします

振替納税のお申込みは、平成 26 年 3 月 31 日(月)までにこの手引きの 28 ページの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページからもダウンロードできます。また、税務署にも用意してあります。)にご記入の上、所轄の税務署又は金融機関に提出してください。

※ インターネット専用銀行等の一部金融機関及びインターネット支店 等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否に ついては取引先の金融機関にご確認ください。

消費税及び地方消費税を期限内に納付するために、計画的な納税資金の積立て等、事前のご準備をお願いします。

納付が遅れた場合

納付が期限に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足等により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。このような場合は、最寄りの金融機関又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で、本税と併せて延滞税を納付する必要があります。

※ 平成 26 年 3 月 31 日までに申告し、遅れて納付した場合の延滞税の割合は次のとおりです。

平成26年4月1日から平成26年5月31日まで 年「7.3%」と「特例基準割合(注)+1%」のいずれか低い割合 平成26年6月1日以降 年「14.6%」と「特例基準割合(注)+7.3%」のいずれか低い割合

(注) 特例基準割合とは、各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1% の割合を加算した割合をいいます。

なお、滞納となったままにしておくと、財産差押え等の滞納処分を受ける場合があります。ご注意ください。

- ※ 修正申告及び期限後の申告による納付の場合には、延滞税の割合が異なる場合があります。所轄の税務署にご相談ください。
- ※ 税務署では、納税者から国税の納付が困難である旨の申し出があった場合には、その実情に十分配慮した上で、納付の相談に応じています。このような場合には所轄の税務署にご相談ください。

確定申告をした税額等に誤りがあった場合

次の方法で申告内容を訂正してください。

訂正方法

申告をした税額等が実際より少なかったとき 申告をした税額等が実際より多かったとき 「修正申告」をして正しい額に訂正する(※ 1)。

「更正の請求」をして正しい額への訂正を求める(※2)。

- ※ 1 誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正します。
- ※2 更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

ただし、平成 23 年 12 月 2 日より前に法定申告期限が到来した消費税については、更正の請求ができる期間が法定申告期限から 1 年以内となりますので、ご注意ください。

なお、法定申告期限から1年を過ぎた場合であっても、増額更正ができる期間内(3年)であれば、「更正の申出書」を提出して、既に行った申告について正しい額に訂正すること(減額更正)を申し出ることができます。詳しくは国税庁ホームページをご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

● 申告の必要があるのにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が課税標準や税額を決定します。税務署長が更正や決定を行う場合や 提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税が賦課される場合があるほか、延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

所得税の決算額調整

税込経理方式、税抜経理方式に よる調整方法を説明します。

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」といいます)の納付税額、又は還付税額を算定した後の、所得 税の決算額の調整方法は、経理方式により異なります。

税込経理方式による経理処理の場合

消費税等の納付税額又は還付税額は、原則として、消費税等の申告書を提出した日の属する年の事業所得、不動産所得、 山林所得などの所得(以下「事業所得等」といいます)の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入します。 なお、消費税等の納付税額又は還付税額を未払金又は未収入金に計上した場合には、その未払金又は未収入金に計上し た年の事業所得等の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入することとしてもよいことになっています。

税抜経理方式による経理処理の場合

税抜経理方式によっている場合には、簡易課税制度を適用したことにより生じた消費税等の納付税額と、課税期間の終 了時における仮受消費税等から仮払消費税等を差し引いた金額との差額は、その課税期間を含む年の事業所得等の金額 の計算上、総収入金額又は必要経費に算入します。

なお、2つ以上の所得を生ずべき業務を行う場合など、所得税の決算額の調整に関する詳細は、税務署におたずねいた だくか、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

税込経理方式と税抜経理方式の違い

税込経理方式は、消費税等の額と、その消費税等に係る取引対価の額とを、区分しないで経理する方式をいいます。 税抜経理方式は、消費税等の額と、その消費税等に係る取引対価の額とを、区分して経理する方式をいいます。

社会保障と税の一体改革による主な消費税法改正の概要

① 消費税率が引き上げられます。

消費税(地方消費税を含む。)の税率は、平成26年4月1日に、現行の5%から8%に引き上げられます。 平成26年分において消費税の課税事業者となる場合、消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、 課税売上げ・課税仕入れについて、帳簿等において、旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものとに区分 しておく必要があります。

なお、税率引上げに伴う経過措置により、平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる取引であっても、旧税率が適用さ れる場合があります。

② 任意の中間申告制度が創設されました。

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のな い事業者)が、任意に中間申告書(年 1 回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場 合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する 6 月中間申告対象期間以後の 6 月中間申告対象 期間について、自主的に中間申告・納付することができることとされました。

なお、この改正は、平成27年分の中間申告から適用されます。

- ※ 消費税率の引上げを含む消費税法の改正内容については、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一 体改革関係)」をご覧ください。
- ※ 事業者の皆様におかれましては、平成 26 年分の納税に向けて、引き続き計画的な納税資金の積立て等、事前のご準備をよろし くお願いします。

申告書の作成は国税庁ホームページwww.nta.go.jpの

確定申告書等作成コーナーから e

「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax(電子申告)を利用して提出できます。

更に、所得税及び復興特別所得税の申告では

還付がスピーディー

nta. 80

e-Tax で申告された還付申告は3週間程度で処理し ています(自宅や税理士事務所から e-Tax で1月・ 2月に申告した場合は、2~3週間程度で処理してい

e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が 必要です。また、有効期間は3年間です。)、10カードリー ダライタの購入などの事前準備が必要です。

添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病 院などの名称・支払金額等) を入力して送信すること により、これらの書類の提出又は提示を省略すること ができます(法定申告期限から5年間、税務署から書 類の提出又は提示を求められることがあります。)。



病院 源泉徴収**三** 領収書

入力して・・・

国税庁ホームページ 確定申告 検索

申告と納付

所得税の決算額調整

課税売上高計算表〔表イ〕

この計算表は見本です。

〔表イ〕

課税売上高計算表

(平成 年分)

		項 目		金額
事業	営	損益計算書の売上(収入)金額 (課税取引金額計算表(事業所得用)の①A欄の金額)	1	Р
所得	業	① のうち、課税売上げにならないもの (課税取引金額計算表(事業所得用)の①B欄の金額)	2	
に係	等	差 引 課 税 売 上 高(①-②) (課税取引金額計算表(事業所得用)の①C欄の金額)	3	
る課	農	損 益 計 算 書 の 収 入 金 額 (課税取引金額計算表(農業所得用)の④A欄の金額)	4	
税売		④ のうち、課税売上げにならないもの (課税取引金額計算表(農業所得用)の④B欄の金額)	(5)	
上高	業	差 引 課 税 売 上 高(④-⑤) (課税取引金額計算表(農業所得用)の④C欄の金額)	6	
動	課税	損益計算書の収入金額(課税取引金額計算表 (不動産所得用)の④A欄の金額)	7	
<u>佐</u> 所得	売	⑦のうち、課税売上げにならないもの (課税取引金額計算表(不動産所得用)の④B欄の金額)	8	
係	上 高	差 引 課 税 売 上 高 (⑦-⑧) (課税取引金額計算表 (不動産所得用) の④ C 欄の金額)	9	
	課税	損益計算書の収入金額	10	
得った	売	⑩のうち、課税売上げにならないもの	11)	
术	上高	差 引 課 税 売 上 高(⑩-⑪)	12	
業務用	得に係	業務用固定資産等の譲渡収入金額	13)	
資産の	る課税売	③のうち、課税売上げにならないもの	14)	
譲渡所	完 上 高	差 引 課 税 売 上 高(⑬-⑭)	15)	
課	—— 税	売上高の合計額 (③+⑥+⑨+⑫+⑮)	16)	
課税標準額	- 1	(⑥欄の金額) — 円× 100 105 税抜経理方式によっている場合、⑥欄の金額に課税売上げ に係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	17)	(1円未満の端数切捨て)
の 計 算		⑰欄の金額を申告書 (一般用・簡易課税用 (1,000円未満の端数切捨て)。)	の「①」欄に記入します

付表 5 控除対象仕入税額の計算表(簡易課税用) ^{この計算表は見本です。}

付表5 控除対象仕入税額の計算表

易

下書き用申告書等

		課税期間	• • ~		氏名又	ては名	6称			
	項	B			2	金	·		額	
課税模	課税標準額に対する消費税額(申告書②欄の金額)①									
貸倒[回収に係る消費税額(申告書③欄	闌の金額)	2						
売上対	け価の返還等に係る消費税	額(申告書⑤)欄の金額)	3						
控除対	象仕入税額計算の基礎となん。	る消費税額((1) + (2) - (3)	4						
	の事業の専業者の場合 なし仕入率(90%・80%			(5)	※申告書④	懒へ				
課	区 分		の課税売上高		き)	たの)課税売	 上高に係る	消費殺額	
税売		※申告書「事業区分」		円	1 .		- 1/κ //u/ u_		—————————————————————————————————————	
2 上高	事業区分別の合計額 ⑥	* "			割合 %	12				
種に	第一種事業(卸売業)⑦					13				
類る消	第二種事業 (小 売 業) ⑧	* "				14)				
費税	第三種事業(製造業等) ⑨	* "				15)				
の額の	第四種事業 (そ の 他) ⑩	* "				16)				
事計算	第五種事業 (サービス業等) ①	* "				17)				
業 ——	控 除 対 象 仕 入	税額の	計算式	区	分		算	出	額	
<u>F</u>	原則計算を ①×みなし仕入率	適用	する	場	合	18)			円	
むり特	[(③×90%+④×80%+⑤× 1種類の事業で75%以上				(12) J					
事 例	(⑦/⑥・⑧/⑥・ ④×みなし仕入率 (90%	· 80% · 70% · 6	60% · 50%)	≧75% 		19				
業 計	$2 (7+8) / 6 \ge 75\%$	$4 \times [3 \times 90\%]$	5 + (12 - 13)	× 80%] /12	20				
者算		$4 \times [3 \times 90\%]$	5 + (12 - 13)	× 70%]] / (12)	21)				
目を		$4 \times [3 \times 90\%]$	5 + (12 - 13)	× 60%] /(12)	22				
の適	$(7) + (1) / (6) \ge 75\% $ $(4) \times [(3) \times 90\% + ((2) - (3)) \times 50\%] / (2) $ (23)									
場用	事 (®+®) /6>75% (N× [M× 80% + (®-M) × 70%] / 12									
場けず	業 (8+10) / 6 ≥ 75% (4) × [4) × 80%	5 + (12 - 14)	× 60%] /(12)	25				
合 る		4) × [4) × 80%	5 + (12 - 14)	× 50%]] /(12)	26				
		4) × [15) × 70%	5 + (12 - 15)	× 60%] /12	27				
場		4) × [15) × 70%	5 + (12 - 15)	× 50%]] /(12)	28				
合	L (((0) + (1)) / (6) ≥ 75% (4) × [16) × 60%	5 + (12 - 16)	× 50%]] /(12)	29				
【控	E除対象仕入税額】						※申告書④構	蜀 へ		
(達	屋択可能な計算方式による(8~6	匆の内から選択	引 た全額)			30				

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

² 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑪の欄にはその売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記入する。

消費税及び地方消費税の申告書(簡易課税用)

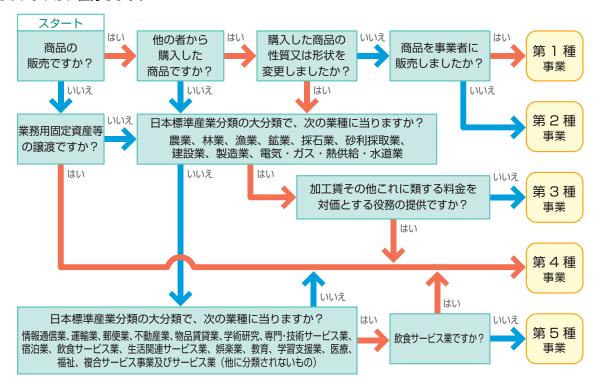
第27-(2)号様式 翌年以降 平成 年 月 号 税務署長殿 連 番 * 収受印 要 整理 番号 税 納税地 申告年月日 平成 (電話番号 務 申 指導等 告 区 局指定 庁 指 定 (フリガナ) 署 名 称 通信日付印 確認印 省 略 月 又は屋号 年 1/ 処 (フリガナ) 年 月 月 \Box $\boldsymbol{\exists}$ 代表者氏名 (A) 理 又は氏名 導 年 相談 区分1区分2区分3 指 月 \Box 年 経理担当者 欄 平成 Æ 名 平成 中間申告 自 平成 課税期間分の消費税及び地方 の場合の)申告書 消費税の(後 対象期間 至 平成 平成 終 この申告書による消費税の税額の計算 課 付 割賦基準の適 用 有 無 税 課 税標準 額 ① 記 0 0 0 延払基準等の適 無 用 有 期 事 2 消 書 税 額 工事進行基準の適用 有 無 間 項 分 3 貸倒回収に係る消費税額 現金主義会計の適用 有 無 課税標準額に対する消費 税額の計算の特例の適用 簡 控除对象仕入税額 (4) 有 無 控 易 等対価 税額 参 区分 課税売上高を除く) 合% (5) 除 売 上 割 課 事 千匹 税 税 貸倒れに係る税額 (6) 第1種 用 額 控除税類小計 考 (7) 第2種 業 控除不足還付税額 (⑦-②-③) (8) 第3種 \boxtimes (9) 第4種 0 0 事 中間納付税額 10 0 第5種 0 分 納 額 1 0 0 計 項 中間納付還付税額 12 0 0 無 特例計算適用(令57③) 有 % この申告書 既確定税額 (13) 4 千円 分 1 税 が修正申告 旧税 (14) 3 % 分 である場合 差引納付税額 0 0 標 千円 準 この課税期間の課税売上高 (2) 千円 額 0) 消 基準期間の課税売上高 16 4 % 分 円 費 内 この申告書による地方消費税の税額の計算 3 % 分 円 税率 税 訳 地方消費税 控除不足還付税額 17 円 額 分 の課税標準 となる消費 差引_税額 濃す 銀 本店·支店 (18)0 0 金庫·組合 出張所 付る 本所·支所 付 (⑪×25%) 額 農協·漁協 を金 (19) 受融 預金 口座番号 · 税 (®×25%) 納 20 0 0 額 け[™] ゆうちょ銀行の 貯金記号番号 う関 中間納付譲渡割額 21) 0 0 郵便局名等 納 付 譲 渡 割 額 と等 22 0 0 ※税務署整理欄 中間納付還付譲渡割額 23 0 0 この申告書 既 確 24) 玾 税 \pm (A) 署名押印 が修正申告 差 引 納 である場合 譲 渡 割 (電話番号 25 0 0 税理士法第30条の書面提出有 消費税及び地方消費税の | 合計(納付又は還付)税額 | ②6 税理士法第33条の2の書面提出有

)・修正申告の場合物=個+の

∞が還付税額となる場合はマイナス「−」を付してください。

事業区分の判定フローチャート

- このフローチャートは、事業区分の判定に当たっての目安です。事業区分については、12ページも参照してください。
- 事業区分の判定は、原則として、取引単位ごと(課税資産の譲渡等ごと)に判定し、それぞれ第 1 種から第 5 種までのいずれかに区分します。



- ※ 個々の判定は、社会通念上の取引単位を基に行いますが、資産の譲渡と役務の提供とが混同した取引で、それぞれの対価の額が区分されている場合には、区分されたところにより、個々に事業の種類を判定することになります。
- ※「購入した商品の性質、又は形状を変更しましたか?」という判定では、例えば、次のような行為は性質及び形状を変更しないものと判断します。
 - ・商標、ネーム等を添付又は表示すること
 - ・それ自体を販売している複数の商品を詰め合わせること
 - ・液状等の商品を販売容器に収容すること
 - ・ガラス、その他の商品を販売のために裁断すること
- ※ フローチャートで、取引が「他の者から購入した商品の譲渡」及び「製造小売業」に該当しない場合は、日本標準産業分類(大分類)の製造業等の分類を基準に、これらの製造業等として一般的に行われる資産の譲渡等に該当するかどうかの判定を行います。
- ※ 日本標準産業分類上、製造業等に該当することとなっても、対価の名称のいかんを問わず、他の者の原料若しくは材料又は製品等に加工を行い、その加工等の対価を受領する役務の提供は第4種事業に該当します。

消費税課税取引の判定表

この判定表は、事業所得等の青色申告決算書等の科目ごとに、消費税の課税取引になるかどうかの、おおよその基準を示しています。実際の判定に当たっては、その内容をよく検討してください。

なお、判定が難しい場合や、さらに詳しく知りたい場合は、税務署におたずねください。

消費税課税取引判定表(営業等所得・不動産所得用)

科目	課否	課税売上げにならないもの
		社会保険診療収入(非)
		商品券等の販売代金(非)
		土地売却代金(非)
主 (() 人 公	受取利息	受取利息(非)
売上(収入)金額	\triangle	住宅家賃(非)
(雑収入を含む)		保険金 (不)
		国外取引収入(不)
		輸出取引等収入(免)
		対価性のない補助金(不)

消費稅課稅取引判定表(農業所得用)

科目			課否	課税売上げにならないもの			
	販 売 🕄	ま 額	\triangle	輸出取引等収入(免)			
	家事消費	金額	0				
収	事業消費	並領		種苗等による事業消費			
ו		•		対価性のない補助金(不)			
	雑 収	入	\triangle	保険金(不)			
金				受取利息(非)			
額	小	計					
	農産物の	期首					
	棚卸高	期末					

記号の意味

○..... 課税売上げになるもの

×..... 課税売上げにならないもの

△...... 大部分は課税売上げになるが、課税売上げにならないものもあるもの

▽…… 大部分は課税売上げにならないが、課税売上げになるものもあるもの

非...... 非課税となるもの

不...... 消費税の対象とならないもの(不課税取引)

免..... 免税となるもの

はじめに

基礎知識

確守由生の進品

確定由告の流れ

消費税の

地方消費税の

その他の項目

申告と納付

听得税の決算額調整

下書き用申告書等

振替納税の新規(変更)申込み ※このページを切り離して振替依頼書としてご利用できます。

消費税及び地方消費税、申告所得税及び復興特別 所得税の振替納税を新規に利用される方又は依頼 内容を変更される方は、このページを手引きから 切り離し、次の「預貯金口座振替依頼書兼納付書 送付依頼書」に必要事項を記入し、預貯金通帳に 使用している印鑑を押して確定申告書と一緒に税 務署に提出するか、金融機関へ提出してください。

- 1 振替納税(口座振替)は全国の銀行(ゆうちょ銀行を含みます。)、信用金庫、 労働金庫、信用組合、農協及び漁協でご利用になれます。
- 2 振替納税には普通預金、当座預金、納税準備預金、通常貯金等がご利用になれます。 ※ 定期預金及び貯蓄預金等ではご利用になれません。
 - また、インターネット専用銀行等の一部金融機関、インターネット支店等の一 部店舗ではご利用になれない場合があります。
- 3 提出の際には申告書に貼らないでください。

では、	注意 転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要となります。	
中古所待稅及復興特別所得稅(1割分、2割分、確定中告分(期限中申告分)、運輸分 (こついて、	(金融機関経由印) 納付書送付依頼書	しい氏
中告所得税及復興特別所得税 (1冊分 2 期分 銀河) (1冊分 2 期分 銀河) (1円分 2 期分 銀河) (1円分 2 1円分 3 1円) (1円分 3 1円)	税務署長あて氏名	******
	のる座 日由振 ・ 申告所得税及復興特別所得税 (1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分)	線税座 で目振 水で 抹等替
大力	き納用 ・ 平成 年 月 日 以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので、納付利	税額等 まい利 まい利 すって用
整理欄 (ず限開 必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関あて送付してください。	のに みな 、、ら
(振替)	※税務署 整理欄 【番号】	等機口を関座
	入合ゆ 【区分】 【日付】	書の振 き名替 ま称を -
銀行・信用金庫 労働金庫・信用組合 漁 協・農	一本 五ち 十	
あるなたの住所の連う場合と書きます。 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(現代) (関われ) (現代) (現代) (現代) (現代) (現代) (現代) (現代) (現代	中 °をた な 書の な
で等 囲の そはゆれ、うっ そい。ことでは、 一般務署から私名義の納付書が貴店(組合)に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとしたいので、下記約定を承認の上依頼します。 1 対象税目 ・申告所得税及復興特別所得税 (1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分) ・消費税及地方消費税 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))	きの預 ま名的 す義金 。を口 書座 (申告納税地)	(年)
で等 囲の	を金行 書の以 き種外 ま類の がうう等 ロ	<u>懶</u> \し影□ 直が座
行	で等	て 解 に に に に に に に に に に に に に
1 対象税目 ・申告所得税及復興特別所得税 (1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分) ・消費税及地方消費税 ・消費税及地方消費税 ・河費税及地方消費税 ・河間申告分、確定申告分(期限内申告分)) ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合訂正印は不要です。 2 振替納付日 独期の景教日(休日の場合は翌時2月日)	れ、うった。 税務署から私名義の納付書が貴店(組合)に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次の り口座振替により納付することとしたいので、下記約定を承認の上依頼します。	のとお 横ま 重い口
2 振替納付日	**	抹等替
ただし、納付の日が納期限後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなさ <u>ニな</u> れるときは、貴店(組合)に納付書が到達した日から2取引日を経過した最初の取引日まで。	します。 します。 のみ、二 みなさ	

約 定 〈必ず確認してください。〉

- 1 預貯金の支払手続については、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求 書の提出などいたしません。
- 2 指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
- 3 この口座振替契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私に通知されることなく解除されても異議はありません。
- 4 この口座振替契約を解除する場合には、私から(納税貯蓄組合長を経由して)指定した金融機関並びに税務署あて文書により連絡します。
- 5 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。